化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第 一 第一種特定化学物質として、ペルフルオロ (オクタン 一 スルホン酸)(別名PFOS)又はその

塩等を追加指定すること。

第一条関係)

第 二 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、 PFOS又はその

塩等について、航空機用の作動油等を追加指定すること。

(第三条関係)

第 三 第一種特定化学物質を使用することができる用途として、PFOS又はその塩について、圧電フィル

タ等の製造に使用するエッチング剤等の製造を指定すること。

第三条の二関係)

第四 技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品として、 P F O S 又

はその塩について、 圧電フィルタ等の製造に使用するエッチング剤等を指定し、 当分の間、 消火器、 消火

器用消火薬剤及び泡消火薬剤を追加すること。

(第三条の三及び附則第三項関係)

第 五 技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物質が使用されている製品として、トリクロロエチレン等

について、 接着剤 動植物系のものを除く。)等を指定すること。

(第五条関係)

第六 この政令の施行期日について定めること。